

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和7年5月臨時会

池田市

## 目 次

1	報 告 第 2 号	専決事項の指定に係る処分報告について	1
	専決指定第1号	損害賠償の専決処分について	2
2	報 告 第 3 号	処分報告について	3
	専 決 第 1 号	池田市市税条例の一部改正について	4
		説 明	8
		参 考	10
3	報 告 第 4 号	処分報告について	17
	専 決 第 2 号	令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第3号）	18
		説 明	27
4	報 告 第 5 号	処分報告について	30
	専 決 第 3 号	令和6年度池田市一般会計補正予算（第12号）	31
		説 明	35
		参 考	55
5	報 告 第 6 号	債権の放棄に係る報告について	67
6	議 案 第 57号	池田市監査委員の選任について	74
7	議 案 第 58号	令和7年度池田市一般会計補正予算（第2号）	76
		説 明	78
		参 考	88



報告第 2 号

## 専決事項の指定に係る処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 13 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 6 年度中に解決した議会の委任による専決処分について報告するものである。

専決指定第 1 号

損害賠償の専決処分について

「専決事項の指定について（平成 19 年 9 月 28 日議決）」第 1 号及び第 3 号に基づき専決処分した損害賠償の額の決定及び当該損害賠償に係る和解は、以下のとおりである。

事 故 発 生 日	場 所	所 属	事故の種類等		損害賠償の額(円)		和 解 成 立 日
					相手側 負 担	市負担	
令 和 5 年 11 月 9 日	池田市 城南 1-1-1	総務部	管理瑕疵	対人	0	11,750	令 和 6 年 4 月 23 日

## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、池田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので専決処分したものである。

専決第 1 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決処分

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第26号

### 池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第94条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第99条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第100条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第13条第2項中「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」を「から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第13条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第14条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### （軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第94条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 池田市市税条例の一部改正について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行ったものである。

### 1 軽自動車税関係

#### (1) 軽自動車税の種別割の税率区分の見直しに伴う改正

2輪の原動機付自転車のうち総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものについて、税率を年額2,000円とする新たな軽自動車税の種別割の区分を設け、また、これに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

（第94条及び第99条関係）

#### (2) 軽自動車税の種別割の減免申請の手續に係る改正

軽自動車税の種別割の減免申請について、運転免許証の提示及び申請書への運転免許証の番号等の記載を必要とするところ、個人番号カードの運転免許証利用の開始に伴う所要の整備を行うものであること。

（第100条関係）

### 2 固定資産税及び都市計画税関係

#### (1) 固定資産税等の課税標準の特例措置の改正に伴う規定の整理

都市計画税の読替規定及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の規定中引用条項の整理を行うものであること。

（附則第13条及び第13条の2関係）

#### (2) 特定マンションに係る固定資産税の減額措置に係る申告の見直しに伴う改正

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った所定のマンション（この説明において「特定マンション」という。）に係る固定資産税の減額措置について、その固定資産税の納税義務者から当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該特定マンションの管理組合の管理者等から必要な書類が提出され、かつ、その要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるとするものであること。

（附則第14条関係）

### 3 施行期日等

この条例は、令和7年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

池田市市税条例の一部を改正する条例対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第93条の8 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p>	<p>第1条～第93条の8 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第95条～第98条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第95条～第98条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者</p>

改 正 前	改 正 後
<p>手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p>	<p>手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) (略)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、 第19項、第24項、第31項、<u>第32項、第34項、第38項、第42項</u> <u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定 の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3ま で若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当 該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために 必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、 第19項、第24項、第31項<u>から第33項まで</u>、第37項、第41項若し <u>くは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適 用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33 項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで 若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18・19 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	18・19 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第14条 (略)	第14条 (略)
2～13 (略)	2～13 (略)
	14 市長は、 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u>

改 正 前	改 正 後
<p><u>14</u>・<u>15</u> (略)</p> <p>第15条～第56条 (略)</p>	<p><u>15</u>・<u>16</u> (略)</p> <p>第15条～第56条 (略)</p>



## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第3号）

令和7年5月13日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

みんなでつくるまちの寄付金の額の確定に伴い、池田市病院事業に係る寄付について令和6年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

## 令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度池田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）

第2条 令和6年度池田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額354,949千円は、内部留保資金で補てんするものとする。）

### 収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,387,809	3,784	1,391,593
第3項 寄 附 金	2,000	3,784	5,784

令和7年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

令和6年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

資本的収入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 収 入			1,387,809	3,784	1,391,593
	寄 附 金		2,000	3,784	5,784
		寄 附 金	2,000	3,784	5,784

# 令和6年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	801,685
減価償却費		568,107
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		36,952
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額 (△は減少)		67,212
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		545
長期前受金戻入	△	37,168
受取利息	△	36
支払利息		91,296
固定資産除却費		16,900
未収金の増減額 (△は増加)	△	38,264
未払金の増減額 (△は減少)		<u>753,419</u>
小計		657,278
利息の受取額		36
利息の支払額	△	<u>91,296</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー		566,018

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	767,816
寄附金等による収入		<u>5,784</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	762,032

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		844,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	878,874
リース債務の返済による支出	△	23,072
他会計からの出資による収入		<u>541,209</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		483,863

資金増加額（又は減少額）		287,849
資金期首残高		<u>3,602,185</u>
資金期末残高		<u><u>3,890,034</u></u>

# 令和6年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

## 資 産 の 部

### 1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土地		6,145,361		
(イ) 建物	19,137,553			
減価償却累計額	<u>△ 13,849,871</u>	5,287,682		
(ウ) 構築物	507,441			
減価償却累計額	<u>△ 505,441</u>	2,000		
(エ) 器械及び備品	5,762,803			
減価償却累計額	<u>△ 4,488,900</u>	1,273,903		
(オ) 車両	1,689			
減価償却累計額	<u>△ 1,605</u>	84		
(カ) リース資産	206,000			
減価償却累計額	<u>△ 98,153</u>	107,847		
(キ) 建設仮勘定		<u>46,182</u>		
有形固定資産合計			12,863,059	

(2) 無形固定資産					
(7) 電話加入権		2,243			
(イ) その他無形固定資産		18,936			
		18,936			
無形固定資産合計				21,179	
(3) 投資					
(7) 修学資金貸付金	2,400				
貸倒引当金	△ 2,400		0		
		△ 2,400	0		
投資合計				0	
固定資産合計					12,884,238
2 流動資産					
(1) 現金預金				3,890,034	
(2) 未収金		2,061,217			
貸倒引当金		△ 13,141		2,048,076	
		△ 13,141		2,048,076	
(3) 貯蔵品				45,308	
流動資産合計					5,983,418
資産合計					18,867,656

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

3,963,358

企業債合計

3,963,358

(2) リース債務

39,973

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,736,493

引当金合計

1,736,493

固定負債合計

5,739,824

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

916,335

企業債合計

916,335

(2) リース債務

23,465

(3) 未払金

2,121,961

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

351,455

(4) 法定福利費引当金

67,978

引当金合計

419,433

(5) 預り金

69,402

流動負債合計

3,550,596

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

393,834

収 益 化 累 計 額

△ 231,059

繰 延 収 益 合 計

162,775

負 債 合 計

9,453,195

資 本 の 部

6 資 本 金

25,839,945

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

(7) 受 贈 財 産 評 価 額

11,380

資 本 剰 余 金 合 計

11,380

(2) 利 益 剰 余 金

(7) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金

16,436,864

利 益 剰 余 金 合 計

△ 16,436,864

剰 余 金 合 計

△ 16,425,484

資 本 合 計

9,414,461

負 債 資 本 合 計

18,867,656



報告第4号 説明

令和6年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第3号)



資 本 的 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
資 本 的 収 入		1,387,809	3,784	1,391,593			
寄 附 金		2,000	3,784	5,784			
	寄 附 金	2,000	3,784	5,784			
					寄 附 金	3,784	ふるさと納税寄附 金等 3,784 追加

## 処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和6年度池田市一般会計補正予算（第12号）

令和7年5月13日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

地方交付税等の確定に伴い、令和6年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第3号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,878,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 配当割交付金		130,000	93,287	223,287
	1 配当割交付金	130,000	93,287	223,287
5 株式等譲渡所得割交付金		103,000	190,202	293,202
	1 株式等譲渡所得割交付金	103,000	190,202	293,202
7 地方消費税交付金		2,400,000	134,103	2,534,103
	1 地方消費税交付金	2,400,000	134,103	2,534,103
11 地方交付税		5,823,378	51,353	5,874,731
	1 地方交付税	5,823,378	51,353	5,874,731
16 府支出金		3,665,156	18,000	3,683,156
	2 府補助金	431,870	18,000	449,870
18 寄附金		206,168	61,747	267,915
	1 寄附金	206,168	61,747	267,915
19 繰入金		3,414,576	△502,000	2,912,576
	1 繰入金	3,414,576	△502,000	2,912,576
歳入合計		47,832,213	46,692	47,878,905

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,757,797	△58,155	4,699,642
	1 総務管理費	3,585,601	△58,155	3,527,446
3 民生費		21,538,193	40,417	21,578,610
	1 社会福祉費	10,558,866	5,087	10,563,953
	2 児童福祉費	9,070,089	35,330	9,105,419
4 衛生費		4,247,190	8,113	4,255,303
	1 保健衛生費	2,709,540	8,113	2,717,653
8 土木費		3,590,809	3,653	3,594,462
	4 都市計画費	2,318,624	3,653	2,322,277
10 教育費		6,562,123	10,574	6,572,697
	1 教育総務費	1,756,134	7,871	1,764,005
	6 社会教育費	2,011,366	2,703	2,014,069
12 諸支出金		117,939	50,000	167,939
	1 防災費	117,939	50,000	167,939
13 予備費		96,825	△7,910	88,915
	1 予備費	96,825	△7,910	88,915
歳出合計		47,832,213	46,692	47,878,905



## 令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一般会計第12号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 配当割交付金	130,000	93,287	223,287
5 株式等譲渡所得割交付金	103,000	190,202	293,202
7 地方消費税交付金	2,400,000	134,103	2,534,103
11 地方交付税	5,823,378	51,353	5,874,731
16 府支出金	3,665,156	18,000	3,683,156
18 寄附金	206,168	61,747	267,915
19 繰入金	3,414,576	△502,000	2,912,576
歳入合計	47,832,213	46,692	47,878,905

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,757,797	△58,155	4,699,642			△57,955	△200
3 民生費	21,538,193	40,417	21,578,610			42,856	△2,439
4 衛生費	4,247,190	8,113	4,255,303			8,246	△133
7 商工費	267,350	0	267,350			3,037	△3,037
8 土木費	3,590,809	3,653	3,594,462			4,653	△1,000
10 教育費	6,562,123	10,574	6,572,697	18,000		10,910	△18,336
12 諸支出金	117,939	50,000	167,939			50,000	
13 予備費	96,825	△7,910	88,915				△7,910
歳出合計	47,832,213	46,692	47,878,905	18,000		61,747	△33,055

歳

入

2 歳 入

(款) 4 配 当 割 交 付 金

(項) 1 配 当 割 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 配 当 割 交 付 金	130,000	93,287	223,287	1 配 当 割 交 付 金	93,287	配当割交付金 93,287 追加
計	130,000	93,287	223,287			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	103,000	190,202	293,202	1 株式等譲渡所得割交付金	190,202	株式等譲渡所得割交付金 190,202 追加
計	103,000	190,202	293,202			

## (款) 7 地方消費税交付金

## (項) 1 地方消費税交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	2,400,000	134,103	2,534,103	1 地方消費税交付金	134,103	地方消費税交付金 134,103 追加
計	2,400,000	134,103	2,534,103			

## (款) 11 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	5,823,378	51,353	5,874,731	1 地方交付税	51,353	特別交付税 51,353 追加
計	5,823,378	51,353	5,874,731			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 補助金	7,278	18,000	25,278	3 振興補助	18,000	振興補助 18,000 追加
計	431,870	18,000	449,870			

## (款) 18 寄 附 金

## (項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	206,168	61,747	267,915	1 みんなでつくるまちの寄附金	61,747	みんなでつくるまちの寄附金 61,747 追加
計	206,168	61,747	267,915			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,405,404	△502,000	2,903,404	1 財政調整基金繰入金	△502,000	財政調整基金繰入金 △502,000 減額
計	3,414,576	△502,000	2,912,576			

出

歲

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,822,392	27,186	1,849,578			27,186		24 積立金	27,186	公共施設整備基金 1,144 追加 世界に誇れる安全で安心な まちづくり基金 26,042 追加
3 文書広報費	67,900	0	67,900			200	△200			財源更正
9 公益活動 促進費	5,014	1,115	6,129			1,115		24 積立金	1,115	公益活動促進基金 1,115 追加
13 自治振興費	385,023	△89,428	295,595			△89,428		24 積立金	△89,428	みんなでつくるまち推進基 金 △89,428 減額
14 文化振興費	25,569	2,972	28,541			2,972		24 積立金	2,972	文化振興基金 2,972 追加
計	3,585,601	△58,155	3,527,446			△57,955	△200			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	5,649,043	5,087	5,654,130			7,426	△2,339	24 積立金	5,087	福祉基金 5,087 追加
計	10,558,866	5,087	10,563,953			7,426	△2,339			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	5,664,826	35,330	5,700,156			35,330		24 積立金	35,330	子ども・子育て基金 35,330 追加
3 保育所 管理費	183,523	0	183,523			100	△100			財源更正
計	9,070,089	35,330	9,105,419			35,430	△100			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	575,701	4,329	580,030			4,329		24 積立金	4,329	環境基金 4,329 追加
5 病院費	800,000	3,784	803,784			3,784		27 繰出金	3,784	病院企業会計繰出金 3,784 追加
計	2,709,540	8,113	2,717,653			8,113				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 塵芥処理費	1,037,748	0	1,037,748			133	△133			財源更正
計	1,537,650	0	1,537,650			133	△133			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
3 観光費	68,647	0	68,647			3,037	△3,037			財源更正
計	267,350	0	267,350			3,037	△3,037			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 公園費	488,106	0	488,106			1,000	△1,000			財源更正
3 緑化事業費	13,956	3,653	17,609			3,653		24 積立金	3,653	緑化基金 3,653 追加
計	2,318,624	3,653	2,322,277			4,653	△1,000			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教育振興費	20,076	7,871	27,947			7,871	24 積立金	7,871	教育振興基金 7,871 追加	
計	1,756,134	7,871	1,764,005			7,871				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 給食センター費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	922,197	0	922,197	18,000					財源更正	
計	922,197	0	922,197	18,000						

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育管理費	819,176	0	819,176			336			財源更正	
11 社会体育振興費	17,015	2,703	19,718			2,703	24 積立金	2,703	スポーツ振興基金 2,703 追加	
計	2,011,366	2,703	2,014,069			3,039				

(款) 12 諸 支 出 金

(項) 1 防 災 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災害対策費	117,929	50,000	167,929			50,000		24 積立金	50,000	竹安災害対策基金 50,000 追加
計	117,939	50,000	167,939			50,000				

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	96,825	△7,910	88,915				△7,910		予備費 △7,910 減額	
計	96,825	△7,910	88,915				△7,910			



# 參考資料

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	93,287	223,287
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	93,287	223,287
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	190,202	293,202
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	190,202	293,202

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,400,000	134,103	2,534,103
	1 地方消費税交付金	2,400,000	134,103	2,534,103
8 ゴルフ場利用税交付金		65,000	—	65,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,000	—	65,000
9 環境性能割交付金		50,000	—	50,000
	1 環境性能割交付金	50,000	—	50,000
10 地方特例交付金		558,582	—	558,582
	1 地方特例交付金	558,082	—	558,082
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		5,823,378	51,353	5,874,731
	1 地方交付税	5,823,378	51,353	5,874,731
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,131	—	322,131
	1 負担金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		911,573	—	911,573
	1 使用料	652,118	—	652,118
	2 手数料	258,403	—	258,403
	3 証紙収入	1,052	—	1,052
15 国庫支出金		8,723,621	—	8,723,621
	1 国庫負担金	6,438,176	—	6,438,176
	2 国庫補助金	749,734	—	749,734
	3 国庫委託金	68,994	—	68,994
	4 国庫交付金	1,466,717	—	1,466,717
16 府支出金		3,665,156	18,000	3,683,156
	1 府負担金	2,843,586	—	2,843,586
	2 府補助金	431,870	18,000	449,870
	3 府委託金	4,467	—	4,467
	4 府交付金	385,233	—	385,233
17 財産収入		19,965	—	19,965
	1 財産運用収入	8,916	—	8,916
	2 財産売払収入	11,049	—	11,049
18 寄附金		206,168	61,747	267,915

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,168	61,747	267,915
19 繰 入 金		3,414,576	△502,000	2,912,576
	1 繰 入 金	3,414,576	△502,000	2,912,576
20 諸 収 入		1,222,110	—	1,222,110
	1 延滞金加算金及び過料	15,000	—	15,000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	663,980	—	663,980
21 市 債		3,117,600	—	3,117,600
	1 市 債	3,117,600	—	3,117,600
22 繰 越 金		20,753	—	20,753
	1 繰 越 金	20,753	—	20,753
	歳 入 合 計	47,832,213	46,692	47,878,905

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		402,115	—	402,115
	1 議 会 費	402,115	—	402,115
2 総 務 費		4,757,797	△58,155	4,699,642
	1 総 務 管 理 費	3,585,601	△58,155	3,527,446
	2 徴 税 費	759,308	—	759,308
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	267,183	—	267,183
	4 選 挙 費	85,446	—	85,446
	5 統 計 調 査 費	21,138	—	21,138
	6 監 査 委 員 費	39,121	—	39,121
3 民 生 費		21,538,193	40,417	21,578,610
	1 社 会 福 祉 費	10,558,866	5,087	10,563,953
	2 児 童 福 祉 費	9,070,089	35,330	9,105,419
	3 生 活 保 護 費	1,908,858	—	1,908,858
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,247,190	8,113	4,255,303
	1 保 健 衛 生 費	2,709,540	8,113	2,717,653
	2 清 掃 費	1,537,650	—	1,537,650
5 労 働 費		14,027	—	14,027

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,027	—	14,027
6 農林水産業費		61,081	—	61,081
	1 農林費	61,081	—	61,081
7 商工費		267,350	—	267,350
	1 商工費	267,350	—	267,350
8 土木費		3,590,809	3,653	3,594,462
	1 土木管理費	480,756	—	480,756
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,663	—	43,663
	4 都市計画費	2,318,624	3,653	2,322,277
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,854,519	—	1,854,519
	1 消防費	1,854,519	—	1,854,519
10 教育費		6,562,123	10,574	6,572,697
	1 教育総務費	1,756,134	7,871	1,764,005
	2 小学校費	920,163	—	920,163
	3 中学校費	673,182	—	673,182

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	279,081	—	279,081
	5 給食センター費	922,197	—	922,197
	6 社会教育費	2,011,366	2,703	2,014,069
11 公債費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公債費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸支出金		117,939	50,000	167,939
	1 防災費	117,939	50,000	167,939
13 予備費		96,825	△7,910	88,915
	1 予備費	96,825	△7,910	88,915
	歳出合計	47,832,213	46,692	47,878,905

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,737,084	—	25,737,084
人件費	9,287,757	—	9,287,757
扶助費	12,127,082	—	12,127,082
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	3,883,658	—	3,883,658
その他	18,211,471	46,692	18,258,163
物件費	8,010,067	—	8,010,067
その他	10,201,404	46,692	10,248,096
合 計	47,832,213	46,692	47,878,905

一般会計

令和6年度 補正第12号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計	
1	報酬	158,188	150,885	328,735	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,024,929		123		1,830,744	
2	給料	31,939	672,765	576,050	306,636	3,376	10,759	4,773	180,577	509,058	576,311				2,872,244	
3	職員手当等	98,336	834,104	539,851	275,439	2,401	9,819	8,984	159,114	489,409	763,972		4,974		3,186,403	
4	共済費	59,893	283,279	259,511	131,906	1,119	4,360	4,809	70,765	192,404	389,890				1,397,936	
5	災害補償費		300							100	30				430	
6	恩給及び退職年金															
7	報償費	121	92,730	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,889	
8	旅費	8,475	19,558	10,339	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	32,373				85,419	
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085	
10	需用費	5,048	258,906	102,865	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		16,478		1,400,628	
11	役務費	1,280	141,974	46,390	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		249,058	
12	委託料	5,942	1,179,592	724,643	1,570,500		4,432	23,435	799,773	21,685	1,385,385		22,048		5,737,435	
13	使用料及び賃借料	1,778	477,830	36,483	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		939,550	
14	工事請負費	16,500		450,000	80,000				1,150,000	5,700	1,045,400		11,000		2,758,600	
15	原材料費			227	129				737	40	4,314				5,447	
16	公有財産購入費															
17	備品購入費	45	10,956	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		55,927		281,243	
18	負担金補助及び交付金	13,570	138,541	2,823,678	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	424,977	395,372		824		4,131,436	
19	扶助費		185	12,028,933	26,128						71,836				12,127,082	
20	貸付金			2,224				138,000							140,224	
21	補償補填及び賠償金		100	23,096	11,072				3,030		9,050				46,348	
22	償還金利子及び割引料		279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691	
23	投資及び出資金															
24	積立金		157,242	43,935	34,329			12	3,717		10,574		50,053		299,862	
25	寄附金															
26	公課費		9	32	608					905	32				1,586	
27	繰出金			3,267,922	822,295		10,306		860,435	19,692					4,980,650	
	予備費													88,915	88,915	
	( )%	(0.8)	(9.8)	(45.1)	(8.9)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.5)	(3.9)	(13.7)	(9.0)	(0.4)	(0.2)	(100.0)	
	計	402,115	4,699,642	21,578,610	4,255,303	14,027	61,081	267,350	3,594,462	1,854,519	6,572,697	4,322,245	167,939	88,915	47,878,905	

一般会計

令和6年度		補正第12号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	1,830,744			1,830,744				1,830,744
2	給料	2,872,244			2,872,244				2,872,244
3	職員手当等	3,186,403			3,186,403				3,186,403
4	共済費	1,397,936			1,397,936				1,397,936
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							246,889	246,889
8	旅費						85,419		85,419
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					120,000	1,280,628		1,400,628
11	役務費					1,439	247,619		249,058
12	委託料					458,669	5,278,766		5,737,435
13	使用料及び賃借料					774	938,776		939,550
14	工事請負費					2,758,600			2,758,600
15	原材料費						5,447		5,447
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					110,916	170,327		281,243
18	負担金補助及び交付金					416,460		3,714,976	4,131,436
19	扶助費		12,127,082		12,127,082				12,127,082
20	貸付金							140,224	140,224
21	補償補填及び賠償金							46,348	46,348
22	償還金利子及び割引料			4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691
23	投資及び出資金								
24	積立金							299,862	299,862
25	寄附金								
26	公課費							1,586	1,586
27	繰出金					16,800		4,963,850	4,980,650
	予備費							88,915	88,915
	計 ( )%	(19.4) 9,287,757	(25.4) 12,127,082	(9.0) 4,322,245	(53.8) 25,737,084	(8.1) 3,883,658	(16.7) 8,010,067	(21.4) 10,248,096	(100.0) 47,878,905

みんなで作るまちの寄付金関係 補正予算参考資料

令和6年度 みんなで作るまちの寄付内訳			事業充当額 (千円)	基金積立内訳	
寄付指定事業	件数	金額(千円)		基金名	積立額(千円)
消防の充実に関する事業	88	2,352	-	みんなで作るまち推進基金	116,740
地域コミュニティの推進に関する事業	88	2,237	-		
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	123	3,220	-		
観光の振興に関する事業	259	6,281	-		
五月山の保全事業	73	2,326	-		
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	71	2,602	-		
ウオンバットがいる五月山動物園の再整備事業	707	17,326	-		
大型遊具設置事業	15	608	-		
指定無し	3,117	78,788	-		
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	7	2,533	1,533		
市民安全の充実に関する事業	964	26,042	-	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金	26,042
	1	50,000	-	竹安災害対策基金	50,000
公益活動の促進に関する事業	43	1,115	-	公益活動促進基金	1,115
文化の振興に関する事業	119	2,972	-	文化振興基金	2,972
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	170	4,329	-	環境基金	4,329
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	31	3,653	-	緑化基金	3,653
保健福祉の充実に関する事業	228	5,087	-	福祉基金	5,087
子育て支援の充実に関する事業	1,585	35,330	-	子ども・子育て基金	35,330
公共施設の充実に関する事業	56	1,144	-	公共施設整備基金	1,144
教育の充実に関する事業	219	7,871	-	教育振興基金	7,871
スポーツの振興に関する事業	89	2,703	-	スポーツ振興基金	2,703
歴史と伝統の「猪名川花火大会」応援事業	52	3,037	3,037		
高齢者健康維持・増進事業	81	2,239	2,239		
くれは音楽堂の耐震補強・設備更新に関する事業	14	336	336		
市立池田病院による地域医療提供体制の充実・強化に関する事業	95	3,784	3,784		
計	8,295	267,915	10,929	計	256,986

報告第6号

## 債権の放棄に係る報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）第7条の規定により市の債権を放棄したので、同条例第8条の規定により報告する。

令和7年5月13日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和6年度中に放棄した市の債権について報告するものである。

池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号。以下「条例」という。）  
 第7条各号のいずれかに該当することにより、令和6年度中に放棄した非強制  
 徴収債権及びその履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金は以下  
 のとおりである。

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付資金〔生活資金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和7年2月26日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成22年5月14日	250,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	250,000		

放棄する債権の名称（所属）			保育所・認定こども園給食費（子ども・健康部）	
債権放棄年月日			令和7年2月20日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成31年4月1日	11,040	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	令和2年1月1日	2,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	令和2年2月1日	1,520	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	14,560		

放棄する債権の名称（所属）			使用料（市立池田病院事務局）	
債権放棄年月日			令和7年3月26日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成21年3月10日	717,029	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成22年4月6日	127,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	平成23年7月22日	117,184	条例第7条第3号（消滅時効）	
4	平成26年12月9日	151,078	条例第7条第3号（消滅時効）	
5	平成27年1月5日	39,724	条例第7条第3号（消滅時効）	
6	平成27年3月20日	140,130	条例第7条第3号（消滅時効）	
7	平成27年9月7日	21,198	条例第7条第3号（消滅時効）	
8	平成28年3月16日	70,020	条例第7条第3号（消滅時効）	
9	平成28年4月9日	119,743	条例第7条第3号（消滅時効）	
10	平成28年7月27日	55,780	条例第7条第3号（消滅時効）	
11	平成28年11月18日	204,120	条例第7条第3号（消滅時効）	
12	平成29年11月20日	49,906	条例第7条第3号（消滅時効）	
13	平成30年7月3日	106,079	条例第7条第3号（消滅時効）	
14	平成30年8月7日	85,750	条例第7条第3号（消滅時効）	
15	平成30年10月18日	34,476	条例第7条第3号（消滅時効）	
16	平成30年10月29日	7,830	条例第7条第3号（消滅時効）	
17	平成30年11月12日	75,738	条例第7条第3号（消滅時効）	
18	平成31年3月9日	181,353	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
19	令和元年7月5日	37,470	条例第7条第3号(消滅時効)	
20	令和元年10月15日	7,900	条例第7条第3号(消滅時効)	
21	令和元年10月15日	6,520	条例第7条第3号(消滅時効)	
22	令和元年11月9日	108,940	条例第7条第3号(消滅時効)	
23	令和元年11月12日	30,000	条例第7条第3号(消滅時効)	
24	令和元年12月6日	44,250	条例第7条第3号(消滅時効)	
25	令和2年1月6日	100	条例第7条第3号(消滅時効)	
26	令和2年1月8日	212,976	条例第7条第3号(消滅時効)	
27	令和2年1月8日	2,842	条例第7条第3号(消滅時効)	
28	令和2年1月24日	360	条例第7条第3号(消滅時効)	
29	令和2年2月17日	253	条例第7条第3号(消滅時効)	
	計	2,755,749		

放棄する債権の名称(所属)			使用料〔水道料金及びメーター料〕(上下水道部)	
債権放棄年月日			令和7年3月31日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
1	平成21年5月28日	164,957	条例第7条第3号(消滅時効)	
2	平成21年6月30日	42,483	条例第7条第3号(消滅時効)	
3	平成23年3月16日	242,030	条例第7条第3号(消滅時効)	
4	平成23年6月16日	98,098	条例第7条第3号(消滅時効)	
5	平成24年9月19日	152,921	条例第7条第3号(消滅時効)	
6	平成26年7月16日	24,446	条例第7条第3号(消滅時効)	
7	平成30年4月17日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
8	平成30年4月17日	766	条例第7条第3号(消滅時効)	
9	平成30年4月17日	1,150	条例第7条第3号(消滅時効)	
10	平成30年4月17日	6,736	条例第7条第3号(消滅時効)	
11	平成30年4月17日	783	条例第7条第3号(消滅時効)	
12	平成30年4月17日	4,513	条例第7条第3号(消滅時効)	
13	平成30年4月17日	7,159	条例第7条第3号(消滅時効)	
14	平成30年4月17日	2,078	条例第7条第3号(消滅時効)	
15	平成30年4月17日	766	条例第7条第3号(消滅時効)	
16	平成30年5月1日	1,150	条例第7条第3号(消滅時効)	
17	平成30年5月1日	766	条例第7条第3号(消滅時効)	
18	平成30年5月1日	901	条例第7条第3号(消滅時効)	
19	平成30年5月1日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
20	平成30年5月1日	820	条例第7条第3号(消滅時効)	
21	平成30年5月1日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
22	平成30年5月1日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
23	平成30年5月1日	5,895	条例第7条第3号(消滅時効)	
24	平成30年5月1日	3,692	条例第7条第3号(消滅時効)	
25	平成30年5月1日	15,805	条例第7条第3号(消滅時効)	
26	平成30年5月1日	2,461	条例第7条第3号(消滅時効)	
27	平成30年5月1日	17,111	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
28	平成30年5月1日	4,216	条例第7条第3号(消滅時効)	
29	平成30年5月1日	13,519	条例第7条第3号(消滅時効)	
30	平成30年5月1日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
31	平成30年5月1日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
32	平成30年5月1日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
33	平成30年5月1日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
34	平成30年5月1日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
35	平成30年5月1日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
36	平成30年5月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
37	平成30年5月16日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
38	平成30年5月16日	5,323	条例第7条第3号(消滅時効)	
39	平成30年5月16日	6,132	条例第7条第3号(消滅時効)	
40	平成30年5月16日	24,629	条例第7条第3号(消滅時効)	
41	平成30年5月16日	9,846	条例第7条第3号(消滅時効)	
42	平成30年5月16日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
43	平成30年5月16日	2,299	条例第7条第3号(消滅時効)	
44	平成30年5月16日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
45	平成30年5月16日	2,704	条例第7条第3号(消滅時効)	
46	平成30年5月16日	16,209	条例第7条第3号(消滅時効)	
47	平成30年5月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
48	平成30年5月16日	2,775	条例第7条第3号(消滅時効)	
49	平成30年5月16日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
50	平成30年5月16日	55,568	条例第7条第3号(消滅時効)	
51	平成30年5月29日	4,729	条例第7条第3号(消滅時効)	
52	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
53	平成30年5月29日	4,075	条例第7条第3号(消滅時効)	
54	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
55	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
56	平成30年5月29日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
57	平成30年5月29日	6,564	条例第7条第3号(消滅時効)	
58	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
59	平成30年5月29日	130,185	条例第7条第3号(消滅時効)	
60	平成30年5月29日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
61	平成30年5月29日	1,150	条例第7条第3号(消滅時効)	
62	平成30年5月29日	7,665	条例第7条第3号(消滅時効)	
63	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
64	平成30年5月29日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
65	平成30年5月29日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
66	平成30年6月18日	810	条例第7条第3号(消滅時効)	
67	平成30年6月18日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
68	平成30年6月28日	54,675	条例第7条第3号(消滅時効)	
69	平成30年6月28日	20,601	条例第7条第3号(消滅時効)	
70	平成30年6月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
71	平成30年6月28日	19,573	条例第7条第3号(消滅時効)	
72	平成30年6月28日	6,807	条例第7条第3号(消滅時効)	
73	平成30年6月28日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
74	平成30年6月28日	5,824	条例第7条第3号(消滅時効)	
75	平成30年6月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
76	平成30年6月28日	3,834	条例第7条第3号(消滅時効)	
77	平成30年6月28日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
78	平成30年6月28日	6,102	条例第7条第3号(消滅時効)	
79	平成30年7月18日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
80	平成30年7月18日	410	条例第7条第3号(消滅時効)	
81	平成30年7月18日	12,861	条例第7条第3号(消滅時効)	
82	平成30年7月30日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
83	平成30年7月30日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
84	平成30年7月30日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
85	平成30年8月16日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
86	平成30年8月28日	5,333	条例第7条第3号(消滅時効)	
87	平成30年8月28日	2,322	条例第7条第3号(消滅時効)	
88	平成30年8月28日	34,883	条例第7条第3号(消滅時効)	
89	平成30年8月28日	2,051	条例第7条第3号(消滅時効)	
90	平成30年8月28日	5,571	条例第7条第3号(消滅時効)	
91	平成30年8月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
92	平成30年8月28日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
93	平成30年8月28日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
94	平成30年8月28日	3,261	条例第7条第3号(消滅時効)	
95	平成30年8月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
96	平成30年9月19日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
97	平成30年9月19日	2,299	条例第7条第3号(消滅時効)	
98	平成30年9月19日	7,614	条例第7条第3号(消滅時効)	
99	平成30年9月19日	6,132	条例第7条第3号(消滅時効)	
100	平成30年9月28日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
101	平成30年9月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
102	平成30年9月28日	5,895	条例第7条第3号(消滅時効)	
103	平成30年9月28日	2,872	条例第7条第3号(消滅時効)	
104	平成30年10月16日	5,346	条例第7条第3号(消滅時効)	
105	平成30年10月16日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
106	平成30年10月16日	3,078	条例第7条第3号(消滅時効)	
107	平成30年10月16日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
108	平成30年10月16日	2,299	条例第7条第3号(消滅時効)	
109	平成30年10月30日	36,022	条例第7条第3号(消滅時効)	
110	平成30年10月30日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
111	平成30年10月30日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
112	平成30年10月30日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
113	平成30年10月30日	2,051	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
114	平成30年10月30日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
115	平成30年10月30日	3,078	条例第7条第3号(消滅時効)	
116	平成30年11月16日	4,216	条例第7条第3号(消滅時効)	
117	平成30年11月16日	5,205	条例第7条第3号(消滅時効)	
118	平成30年11月16日	410	条例第7条第3号(消滅時効)	
119	平成30年11月16日	3,919	条例第7条第3号(消滅時効)	
120	平成30年11月16日	5,365	条例第7条第3号(消滅時効)	
121	平成30年11月16日	4,599	条例第7条第3号(消滅時効)	
122	平成30年11月16日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
123	平成30年11月16日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
124	平成30年11月16日	410	条例第7条第3号(消滅時効)	
125	平成30年11月28日	3,606	条例第7条第3号(消滅時効)	
126	平成30年11月28日	3,147	条例第7条第3号(消滅時効)	
127	平成30年11月28日	1,916	条例第7条第3号(消滅時効)	
128	平成30年11月28日	5,409	条例第7条第3号(消滅時効)	
129	平成30年11月28日	727	条例第7条第3号(消滅時効)	
130	平成30年11月28日	4,923	条例第7条第3号(消滅時効)	
131	平成30年11月28日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
132	平成30年12月18日	2,193	条例第7条第3号(消滅時効)	
133	平成30年12月18日	3,919	条例第7条第3号(消滅時効)	
134	平成30年12月18日	22,140	条例第7条第3号(消滅時効)	
135	平成30年12月18日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
136	平成30年12月28日	13,662	条例第7条第3号(消滅時効)	
137	平成30年12月28日	11,394	条例第7条第3号(消滅時効)	
138	平成31年1月16日	2,051	条例第7条第3号(消滅時効)	
139	平成31年1月16日	3,282	条例第7条第3号(消滅時効)	
140	平成31年1月16日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
141	平成31年1月16日	4,081	条例第7条第3号(消滅時効)	
142	平成31年1月29日	3,066	条例第7条第3号(消滅時効)	
143	平成31年2月18日	2,775	条例第7条第3号(消滅時効)	
144	平成31年2月18日	4,395	条例第7条第3号(消滅時効)	
145	平成31年2月18日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
146	平成31年2月18日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
147	平成31年2月18日	383	条例第7条第3号(消滅時効)	
148	平成31年2月18日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
149	平成31年2月28日	108	条例第7条第3号(消滅時効)	
150	平成31年2月28日	864	条例第7条第3号(消滅時効)	
151	平成31年2月28日	1,355	条例第7条第3号(消滅時効)	
152	平成31年2月28日	13,716	条例第7条第3号(消滅時効)	
153	平成31年2月28日	766	条例第7条第3号(消滅時効)	
154	平成31年2月28日	54	条例第7条第3号(消滅時効)	
155	平成31年2月28日	2,613	条例第7条第3号(消滅時効)	
156	平成31年2月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
157	平成31年2月28日	2,451	条例第7条第3号(消滅時効)	
158	平成31年3月18日	1,231	条例第7条第3号(消滅時効)	
159	平成31年3月18日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
160	平成31年3月18日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
161	平成31年3月18日	1,722	条例第7条第3号(消滅時効)	
162	平成31年3月18日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
163	平成31年3月18日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
164	平成31年3月28日	6,976	条例第7条第3号(消滅時効)	
165	平成31年3月28日	8,526	条例第7条第3号(消滅時効)	
166	平成31年3月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
167	平成31年3月28日	4,081	条例第7条第3号(消滅時効)	
168	平成31年3月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
169	平成31年3月28日	7,091	条例第7条第3号(消滅時効)	
170	平成31年3月28日	1,641	条例第7条第3号(消滅時効)	
171	平成31年3月28日	1,533	条例第7条第3号(消滅時効)	
	計	1,683,631		

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

※議会運営の都合上、選任する候補者の住所、氏名及び生年月日は表示なし

令和 7 年 5 月 13 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市監査委員として議会議員のうちから選任されている倉田晃氏は、来る令和 7 年 5 月 31 日をもって辞任されるので、その後任を選任するものである。



議案第58号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,602,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月13日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,008,785	251,500	8,260,285
	4 国庫交付金	506,669	251,500	758,169
19 繰入金		1,919,510	30,000	1,949,510
	1 繰入金	1,919,510	30,000	1,949,510
歳入合計		44,321,000	281,500	44,602,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,499,010	286,299	20,785,309
	1 社会福祉費	9,573,668	286,299	9,859,967
13 予備費		149,529	△4,799	144,730
	1 予備費	149,529	△4,799	144,730
歳出合計		44,321,000	281,500	44,602,500

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 2 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,008,785	251,500	8,260,285
19 繰入金	1,919,510	30,000	1,949,510
歳入合計	44,321,000	281,500	44,602,500

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	20,499,010	286,299	20,785,309	251,500			34,799
13 予備費	149,529	△4,799	144,730				△4,799
歳出合計	44,321,000	281,500	44,602,500	251,500			30,000

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	201,546	251,500	453,046	3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	251,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 251,500 追加
計	506,669	251,500	758,169			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,911,048	30,000	1,941,048	1 財政調整基金繰入金	30,000	財政調整基金繰入金 30,000 追加
計	1,919,510	30,000	1,949,510			



歲

出

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	5,086,322	286,299	5,372,621	251,500			34,799	3 職員手当等	720	時間外勤務手当 720 追加
								10 需用費	300	消耗品費 300 追加
								11 役務費	6,105	通信運搬費 3,935 追加 電信料 650 追加 郵便料 3,285 追加 手数料 2,170 追加
								12 委託料	59,000	物価高騰対策臨時特別給付 金業務委託料 59,000 追加
								13 使用料及び 借借料	174	機器借上料 174 追加
								18 負担金補助 及び交付金	220,000	交付金 220,000 追加
								計	9,573,668	286,299

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	149,529	△4,799	144,730				△4,799		予備費 △4,799 減額	
計	149,529	△4,799	144,730				△4,799			

# 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

( )内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	( 1,061 ) 人 681	千円 1,791,151	千円 2,887,320	千円 2,901,227	千円 7,579,698	千円 1,479,460	千円 9,059,158
補 正 前	( 1,061 ) 人 681	1,791,151	2,887,320	2,900,507	7,578,978	1,479,460	9,058,438
比 較	( 0 ) 人 0	0	0	720	720	0	720

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 183,296	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	182,576	
	比 較	720	

# 参 考 资 料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		340,000	—	340,000
	1 法人事業税交付金	340,000	—	340,000
7 地方消費税交付金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地方消費税交付金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		70,000	—	70,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,000	—	70,000
9 環境性能割交付金		60,000	—	60,000
	1 環境性能割交付金	60,000	—	60,000
10 地方特例交付金		86,500	—	86,500
	1 地方特例交付金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	—	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,558	—	322,558
	1 負担金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		990,809	—	990,809
	1 使用料	733,429	—	733,429
	2 手数料	256,438	—	256,438
	3 証紙収入	942	—	942
15 国庫支出金		8,008,785	251,500	8,260,285
	1 国庫負担金	6,844,776	—	6,844,776
	2 国庫補助金	579,141	—	579,141
	3 国庫委託金	78,199	—	78,199
	4 国庫交付金	506,669	251,500	758,169
16 府支出金		3,596,947	—	3,596,947
	1 府負担金	2,791,572	—	2,791,572
	2 府補助金	409,443	—	409,443
	3 府委託金	77,963	—	77,963
	4 府交付金	317,969	—	317,969
17 財産収入		33,902	—	33,902
	1 財産運用収入	21,536	—	21,536
	2 財産売払収入	12,366	—	12,366
18 寄附金		208,370	—	208,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	208,370	—	208,370
19 繰 入 金		1,919,510	30,000	1,949,510
	1 繰 入 金	1,919,510	30,000	1,949,510
20 諸 収 入		1,333,119	—	1,333,119
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	1,312	—	1,312
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	768,707	—	768,707
21 市 債		942,600	—	942,600
	1 市 債	942,600	—	942,600
歳 入 合 計		44,321,000	281,500	44,602,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		380,465	—	380,465
	1 議 会 費	380,465	—	380,465
2 総 務 費		5,086,057	—	5,086,057
	1 総 務 管 理 費	3,925,227	—	3,925,227
	2 徴 税 費	561,908	—	561,908
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	312,232	—	312,232
	4 選 挙 費	160,436	—	160,436
	5 統 計 調 査 費	95,448	—	95,448
	6 監 査 委 員 費	30,806	—	30,806
3 民 生 費		20,499,010	286,299	20,785,309
	1 社 会 福 祉 費	9,573,668	286,299	9,859,967
	2 児 童 福 祉 費	9,199,127	—	9,199,127
	3 生 活 保 護 費	1,725,835	—	1,725,835
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,800,224	—	3,800,224
	1 保 健 衛 生 費	2,296,859	—	2,296,859
	2 清 掃 費	1,503,365	—	1,503,365
5 労 働 費		14,238	—	14,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,238	—	14,238
6 農林水産業費		50,741	—	50,741
	1 農林費	50,741	—	50,741
7 商工費		259,086	—	259,086
	1 商工費	259,086	—	259,086
8 土木費		3,049,144	—	3,049,144
	1 土木管理費	500,252	—	500,252
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,317	—	44,317
	4 都市計画費	1,852,251	—	1,852,251
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,366,716	—	1,366,716
	1 消防費	1,366,716	—	1,366,716
10 教育費		5,851,590	—	5,851,590
	1 教育総務費	1,725,243	—	1,725,243
	2 小学校費	777,926	—	777,926
	3 中学校費	419,872	—	419,872

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	274,637	—	274,637
	5 給食センター費	713,474	—	713,474
	6 社会教育費	1,940,438	—	1,940,438
11 公債費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公債費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸支出金		60,318	—	60,318
	1 防災費	60,318	—	60,318
13 予備費		149,529	△4,799	144,730
	1 予備費	149,529	△4,799	144,730
	歳出合計	44,321,000	281,500	44,602,500

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,598,656	720	25,599,376
人件費	9,588,973	720	9,589,693
扶助費	12,255,801	—	12,255,801
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,680,630	—	1,680,630
その他	17,041,714	280,780	17,322,494
物件費	8,264,259	65,579	8,329,838
その他	8,777,455	215,201	8,992,656
合 計	44,321,000	281,500	44,602,500

一般会計

令和7年度 補正第2号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,107	177,712	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,061,827
2	給料	33,703	683,776	595,972	295,748	3,435	10,811	6,343	192,378	522,193	577,653				2,922,012
3	職員手当等	98,132	672,434	576,042	270,339	2,406	10,074	9,825	168,663	478,137	783,619		4,953		3,074,624
4	共済費	54,671	306,929	292,611	133,055	1,204	4,522	5,904	77,474	195,606	458,824				1,530,800
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131
8	旅費	4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,505	243,346	84,117	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,347,750
11	役務費	1,166	161,375	43,705	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		269,183
12	委託料	6,507	1,590,120	650,525	1,441,384		932	22,153	670,694	5,221	1,299,310		10,210		5,697,056
13	使用料及び賃借料	1,299	618,202	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,423
14	工事請負費			237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400
15	原材料費			223	138				437	69	4,141				5,008
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	195	5,931	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		82,930
18	負担金補助及び交付金	13,851	182,179	2,477,040	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	234,149		13,738		3,187,495
19	扶助費		93	12,099,032	86,991						69,685				12,255,801
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,937						50	3,753,882			3,806,894
23	投資及び出資金														
24	積立金		227,189	4,570	20,000			35	184				107		252,085
25	寄附金														
26	公課費		78	33	691					966	9				1,777
27	繰出金			3,263,436	821,109		2,341		845,406	16,092					4,948,384
	予備費													144,730	144,730
	( )%	(0.9)	(11.4)	(46.6)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.9)	(3.1)	(13.1)	(8.4)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
	計	380,465	5,086,057	20,785,309	3,800,224	14,238	50,741	259,086	3,049,144	1,366,716	5,851,590	3,753,882	60,318	144,730	44,602,500

一般会計

令和7年度		補正第2号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	2,061,827			2,061,827			2,061,827	
2	給料	2,922,012			2,922,012			2,922,012	
3	職員手当等	3,074,624			3,074,624			3,074,624	
4	共済費	1,530,800			1,530,800			1,530,800	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						284,131	284,131	
8	旅費					104,862		104,862	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				130,000	1,217,750		1,347,750	
11	役務費					269,183		269,183	
12	委託料				116,361	5,580,695		5,697,056	
13	使用料及び賃借料				2,098	1,077,325		1,079,423	
14	工事請負費				1,384,400			1,384,400	
15	原材料費					5,008		5,008	
16	公有財産購入費								
17	備品購入費				11,000	71,930		82,930	
18	負担金補助及び交付金				18,027		3,169,468	3,187,495	
19	扶助費		12,255,801		12,255,801			12,255,801	
20	貸付金						140,224	140,224	
21	補償補填及び賠償金						17,589	17,589	
22	償還金利子及び割引料			3,753,882	3,753,882		53,012	3,806,894	
23	投資及び出資金								
24	積立金						252,085	252,085	
25	寄附金								
26	公課費						1,777	1,777	
27	繰出金				18,744		4,929,640	4,948,384	
	予備費						144,730	144,730	
	計 ( )%	(21.5)	(27.5)	(8.4)	(57.4)	(3.8)	(18.7)	(20.1)	(100.0)
		9,589,693	12,255,801	3,753,882	25,599,376	1,680,630	8,329,838	8,992,656	44,602,500

## 《 物価高騰対策臨時特別給付金給付事業 》

### 1. 事業目的

物価高騰の影響を受けた生活者を支援する取組として、臨時・特別の給付金を支給する。

### 2. 対象者及び給付額

#### ① 不足額給付金Ⅰ

当初調整給付に際し、推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた者に対し、当該不足額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

#### ② 不足額給付金Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対し、原則4万円を支給する。

※ 令和6年1月1日時点で国外居住であった者には3万円を支給する。

### 3. 予算額 286,299千円

(内 訳)	人 件 費	7 2 0 千円
	需 用 費	3 0 0 千円
	役 務 費	6 , 1 0 5 千円
	委 託 料	5 9 , 0 0 0 千円
	使用料及び賃借料	1 7 4 千円
	交 付 金	2 2 0 , 0 0 0 千円
(財 源)	国庫支出金	2 5 1 , 5 0 0 千円
	一 般 財 源	3 4 , 7 9 9 千円